

第26期 横浜市就学奨励対策審議会会議録

日 時	平成27年11月16日(月) 10時00分 ~ 11時30分
開催場所	関内駅前第一ビル210会議室
出席者 委員7人 事務局	委員 : 武田容子、伊藤紀子、小笠原優子、滝田祥子、亀澤好子、小竹護、平野則行 事務局 : 国際教育等担当部長 小口秀明、学校支援・地域連携課長 高橋三樹夫 就学係長 田中慈人、ほか職員5名 健康教育課担当課長 大野豊、保健係長 永井隆、給食係長 金井正親 担当係長 松崎善夫 担当係長 和田尚子
欠席委員	2名 芳川玲子、霧生哲央
開催形態	公開 (傍聴者 3人)
議 題	1 就学援助制度の概要説明 2 報告(平成26・27年度就学援助事業) 3 審議(他都市との事業概要の比較、平成28年度就学援助事業実施計画)
決定事項	1 平成28年度就学援助事業の実施計画については、案のとおり承認する。
議 事	<p>1 開会 司会 : 就学係長</p> <p>2 教育委員会挨拶 国際教育等担当部長より挨拶</p> <p>3 委員紹介 事務局より、委員9名を紹介した(欠席者は氏名のみ紹介)。</p> <p>4 審議会会長・副会長の選任(事務局より説明) ・事務局の提案のとおり、会長に学識経験者の小笠原委員、副会長に中学校長代表の平野委員が承認された。  小笠原会長、平野副会長就任の挨拶 委員数9名のうち出席者7名で、条例第6条2により本審議会の成立を確認した。</p> <p>5 傍聴者の入場 事務局より、傍聴の申出があることを報告し、傍聴者3名が入場した。</p> <p>6 議事 (1) 就学援助制度の概要(事務局より説明) ・就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり、本市では条例に基づき執行している。併せて、対象者の範囲、支給費目について説明。 (2) 就学援助事業の実施報告(事務局より説明) ア 平成26年度就学援助事業の実施状況報告 ・在籍者数の減少と同様に、申請件数・認定者数についても、前年度より減少している。また、区別認定状況、決算額についても報告。</p> <p>委員 区別認定者数及び援助率は一般に公開している資料ですか。</p> <p>事務局 審議会のために作成した資料ですので、ホームページ等に公開はしておりません。</p> <p>イ 平成27年度就学援助事業の実施状況(途中経過報告)</p>

- ・ 予算額について説明。9月29日現在の認定者数は前年度の認定者数より約3000人少ないが、現在も転入等による追加申請を受け付けていることから、今後も申請者数は増えていくと予想している。

委員 制度のお知らせを配る時期として、高等学校等就学支援金では初回のみではなく、申請の締切日までに再度お知らせを配付している学校もあると聞いていますが、就学援助制度ではお知らせを全世帯に再度配付することはありますか。

事務局 学校での児童の様子に疑問を持った場合や保護者から学用品費等について相談があった際には、学校で個別にお配りしております。

委員 2月末まで受付を行うということで申請はこれからも増加してくのでしょうか。

事務局 多くの方は年度当初に申請されますが、年度途中の転入者や、年度当初の出し忘れ等で随時申請を受けておりますので、増加していくと思われます。

委員 市立高等学校では就学援助のような制度はありますか。

事務局 授業料の補助を行う制度はございますが、就学援助のように学用品費等の補助を行う制度はございません。

(3) 他都市の就学援助事業概要と本市との比較について (事務局より説明)

- ・ 横浜市の認定基準は生活保護基準の1.0倍で厳しいように見えるが、所得限度額は政令指定都市の平均より高い。

委員 政令指定都市への調査となっていますが、東京都は比較対象とならないのですか。また、政令指定都市の中で横浜市に人口規模等が近い都市はどこですか。

事務局 東京都は特別区と市、町が混在しておりますので、状況の近い政令指定都市と比較しております。政令指定都市の中では横浜市に次いで大きい都市が大阪市です。しかし、人口の比較では約100万人ほどの差があります。

委員 振込の際の手数料について、横浜市は金融機関が負担しているということですが、他の政令指定都市では保護者が負担している場合がありますか。

事務局 詳細は把握できておりませんが、保護者に負担いただいている都市もあるようです。

(4) 平成28年度就学援助事業の実施計画について (事務局より説明)

実施計画(案)、及び認定基準(案)のとおり承認された。

- ・ 保護者への周知は、例年通りチラシを保護者全員に配付し、「広報よこはま」に掲載する。
- ・ 例年通り各区民生委員児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知を図る。
- ・ 手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。
- ・ 認定基準は横浜市の生活保護基準に基づき算出する。生活扶助基準の見直しに伴い、平成26年度から就学援助の所得基準が下がっている。平成28年度については、平成27年度同様、前年度の認定基準を据え置くことを提案した。
- ・ 申請における税務情報の取得については、申請者にとって利用しやすい制度になっており、28年度も引き続き運用していく。
- ・ 支給単価についても説明。

委員 税情報の取得について、マイナンバー制度の導入に伴って影響を受ける可能性はありますか。

事務局 今まで通りの手続きで税情報が取得でき、保護者の負担軽減が十分になされているため、来年度のマイナンバー制度の導入は予定しておりません。

(5) 横浜市私立学校等就学奨励費事業について (事務局より説明)

- ・ 市立学校の就学援助制度に準拠したものとなっている。

委員 横浜市内にある私立学校に通っている児童のみが対象ですか。また、横浜市に居住の児童が他市の私立学校に通っている場合には他市の援助が受けられるのですか。

	<p>事務局 私立学校については横浜市内にある学校のみが対象です。他市の私立学校に通われている場合は、全ての自治体で実施している制度ではないため、通われている学校の所在の自治体で対象となる制度があるかどうかになります。</p> <p>委員 外国籍で市内の外国人学校に通学していれば申請対象になるとのようですが、その場合に児童が外国籍のみで、日本国籍を所持していないと限定しているのはなぜですか。</p> <p>事務局 外国籍と日本国籍の二つを持つ重国籍の児童は、公立学校に通学することが前提ですが、将来的に外国籍を選択する可能性が高い場合などについては、手続きによって外国人学校等を任意に選択することが可能であるため、援助の対象外となっています。</p> <p>議事終了（小笠原会長） 議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。</p> <p>審議会の終了（事務局）</p>
資 料	<p>(1) 平成27年度就学奨励対策審議会資料</p> <p>(2) 就学援助のお知らせ（平成27年度）</p> <p>(3) 私立学校等就学奨励費のお知らせ（平成27年度）</p>